

くるみん認定を取得しませんか？



行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成する等の一定要件を満たした場合、申請することにより、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。認定を受けた企業は「子育てサポート企業」であることを対外的にPRすることができる等、様々なメリットがあります。

メリット



1 企業イメージの向上

自社の商品や名刺、事業所、自社 HP、広告等で認定マークを利用することができます。

くるみん認定取得の効果として「学生に対するイメージアップ」「従業員の制度の認知度が向上」「優秀な女性従業員の採用・確保」等につながったとのデータが得られています。



2 公共調達における加点評価

各府省などが実施する調達で次世代法の認定企業（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん）を加点評価する仕組みがあります。



評価項目 のワ ーク 推進 に 関 する 指 標 ・パ ラ ン ス 等	認定等の区分	総配点に占める割合(%) (評価の相対的な重要度等に応じ配点)※3			
		12% の場合	10% の場合	7% の場合	5% の場合
次世代法 のワ ーク 推進 に 関 する 指 標 ・パ ラ ン ス 等	プラチナくるみん	12	10	7	5
	くるみん（R7.4月～R7.3月末の基準）	9	8	5	4
	くるみん（R4.4月～R7.3月末の基準）	8	7	5	3
	トライくるみん（R7.4月～R7.3月末の基準）	8	7	5	3
	くるみん（H29.4月～R4.3月末の基準）	7	6	4	3
	トライくるみん（R4.4月～R7.3月末の基準）	6	5	4	3
	くるみん（～H29.3月末の基準）	5	4	3	2
	行動計画（R7.4月～の基準）	2	2	1	1

～京都労働局雇用環境・均等室からのメッセージ～

京都労働局雇用環境・均等室では認定をお考えの企業様支援として、

- ・認定を見据えた一般事業主行動計画策定届の作成支援
 - ・申請に必要な書類作成に関するアドバイス
 - ・認定基準達成状況の本申請前の簡易チェック等、様々なご相談に応じています。
- 下記問合せ先までお気軽にご連絡ください。

【問合せ先】京都労働局 雇用環境・均等室

〒604-0846 京都市中京区西ノ京通御池上ル金吹町 451

☎075-241-0504

3 くるみん助成金の支給(こども家庭庁)

令和6年度または令和7年度（令和8年2月13日まで）にくるみん認定、プラチナくるみん認定を受けられた中小企業が一定要件を満たした場合に、上限50万円の助成金を支給しています。



4 両立支援等助成金の特例措置(厚生労働省)

助成金の支給対象労働者の育休期間末日または短時間勤務制度利用期間の末日のうち最も早い日までにくるみん認定を受けた事業主について、育休・等業務代替支援コースの支給人数制限が緩和されます。



5 貢上げ促進税制(中小企業庁)

税額控除率の上乗せ当の優遇措置を受けることができます。（貢上げ促進税制：事業主が一定率以上給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税額等から控除できる税制）



6 働き方改革推進支援資金 ((株)日本政策金融公庫)

働き方改革実現計画を実施するため必要な投資資金および長期運転資金の貸し付けを受けるにあたり、基準利率の引き下げが適用されます。



くるみん認定要件 チェックリスト

※ 赤文字：令和7年4月1日法改正内容
※ 令和9年3月31日までは改正前の旧基準で認定申請も可。

認定基準の
改正について



1	次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を定め、策定届を京都労働局に提出している。	<input type="checkbox"/>
2	策定・変更した行動計画について労働者へ周知し外部公表を行っている。	<input type="checkbox"/>
3	行動計画の計画期間が2年～5年以下である。	<input type="checkbox"/>
4	行動計画に定めた目標を達成している。	<input type="checkbox"/>
5	計画期間において①または②のいずれかを満たしており、これらの割合を「両立支援のひろば」で公表している。 ①男性労働者の育休等取得率が30%（10%）以上 ②男性労働者の育休等取得及び企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が合わせて50%（20%）以上 ※労働者数300人以下の一般事業主の特例あり。	<input type="checkbox"/>
6	計画期間における女性労働者および女性有期雇用労働者（育休の対象となる者に限る）の育休等取得率が、それぞれ75%以上で、この割合を「両立支援のひろば」で公表している。 ※労働者数300人以下の一般事業主の特例あり。	<input type="checkbox"/>
7	計画期間終了日の属する事業年度において、①または②のいずれかを満たし、かつ③を満たしている。 ①フルタイム労働者一人当たりの各月法定時間外・法定休日労働の時間の平均が各月30時間（45時間）未満 ②フルタイム労働者のうち、25歳～39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働の時間の平均が各月45時間未満 ③月平均の法定時間外労働60時間以上の者がいない	<input type="checkbox"/>
8	次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施している。 ①男性労働者の育休等取得期間の延伸のための措置（所定外労働削減の為の措置） ②年次有給休暇の取得促進のための措置 ③短時間正社員、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	<input type="checkbox"/>
9	法令等に違反する重大な事実がない。	<input type="checkbox"/>

⚠ 事前相談をお勧めしています！⚠

くるみん認定申請後に認定基準を満たさないことや、行動計画で立てた施策を実施し目標達成したことの裏付け資料が足りないこと等が判明し、認定を取り下げるケースが増加しています。申請に当たっては、行動計画期間が終わる前のできるだけ早い段階で、京都労働局雇用環境・均等室にご相談いただきますようお願いいたします。



よくある質問